

※この法令は廃止されています。

平成二十九年内閣府・農林水産省令第五号

農林中央金庫の農林中央金庫電子決済等代
行業者との連携及び協働に係る方針に關す
る命令

銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年
法律第四十九号）附則第十条第一項の規定に基
づき、農林中央金庫の農林中央金庫電子決済等代
行業者との連携及び協働に係る方針に關する命令を
次のように定める。

（定義）

第一条 この命令において使用する用語は、銀行
法等の一部を改正する法律（次条において「改
正法」という。）において使用する用語の例に
よる。

（連携及び協働に係る方針の内容）

第二条 改正法附則第十条第一項の規定により農
林中央金庫が決定する農林中央金庫電子決済等
代行業者（改正法による改正後の農林中央金庫
法（平成十三年法律第九十三号。以下この条に
おいて「新法」という。）第九十五条の五の九
第一項の規定により農林中央金庫電子決済等代
行業を営む電子決済等代行業者を含む。以下こ
の条において同じ。）との連携及び協働に係る
方針は、次に掲げる事項について定めるものと
する。

一 農林中央金庫電子決済等代行業者との連携
及び協働に係る基本方針

二 農林中央金庫電子決済等代行業者が、その
営む農林中央金庫電子決済等代行業の利用者
から当該利用者に係る識別符号等を取得する
ことなく農林中央金庫電子決済等代行業を営
むことができる体制のうち、新法第九十五条
の五の二第二項第一号に掲げる行為を行うこ
とができるものの整備を行うかどうかの別及
びその理由並びに当該整備を行う場合には、
当該整備の完了を予定する時期

三 前号に規定する体制のうち、新法第九十五
条の五の二第二項第二号に掲げる行為を行う
ことができるものの整備を行うかどうかの別
及びその理由並びに当該整備を行う場合に
は、当該整備の完了を予定する時期

四 第二号又は前号に規定する整備を行う場合
には、システムの設計、運用及び保守を自ら
行うか、又は第三者に委託して行わせるかの
別その他の当該整備に係るシステムの構築に
關する方針

五 農林中央金庫において農林中央金庫電子決
済等代行業者との連携及び協働に係る業務を
行う部門の名称及び連絡先

六 その他農林中央金庫電子決済等代行業者が
農林中央金庫との連携及び協働を検討するに
当たって参考となるべき情報

（連携及び協働に係る方針の公表）

第三条 農林中央金庫は、前条の方針を決定した
ときは、遅滞なく、これをインターネットの利
用その他の方法により公表しなければならない
い。これを変更したときも、同様とする。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年七月八日内閣府・農林
水産省令第六号） 抄

（施行期日）

第一条 この命令は、令和六年七月九日から施行
する。

（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を
行う農業協同組合及び農業協同組合連合会の特
定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協
働に係る方針に關する命令等の廃止）

第二条 次に掲げる命令は、廃止する。

一 及び二 略

三 農林中央金庫の農林中央金庫電子決済等代
行業者との連携及び協働に係る方針に關する
命令（平成二十九年内閣府・農林水産省令第
五号）